

## 釧路市再生可能エネルギーゾーニング業務委託仕様書

- 1 業務名：釧路市再生可能エネルギーゾーニング業務委託
- 2 業務委託期間：契約締結の日から令和8年2月13日（金）まで

- 3 業務の目的

本市は、「阿寒摩周国立公園」および「釧路湿原国立公園」の二つの国立公園を有し、海、山、湿原、湖沼、河川など、多様かつ雄大な自然環境に恵まれている。このような豊かな自然資源に加え、120年以上の歴史を有する釧路港の機能を活かし、水産業や石炭産業をはじめとする多様な産業が発展してきた背景から、本市は道東地域における中核拠点都市として、社会・経済両面において重要な役割を果たしている。

これら産業の持続可能な発展を図る上で、脱炭素の推進は喫緊の課題であり、本市においては2021年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を明確にしている。

一方で、釧路湿原周辺においては、その平坦かつ広大な地形特性を活かした太陽光発電設備の設置が相次いでおり、希少な動植物の生息域が脅かされるとともに、地域の観光資源への悪影響を懸念する声も寄せられている。野立てメガソーラーへの懐疑的な意見も根強い中、地元事業者が再エネ事業に踏み出しにくい状況も生じていた。こうした状況を受け、本市では2023年7月に釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定し、今後、条例化を予定している。

こうした状況を踏まえ、本市では2025年3月に「釧路市再生可能エネルギー基本戦略」を策定した。同戦略では、本市の地域特性を踏まえ、地域の企業による地産地消型の再エネ推進とゾーニングによる自然環境の保全との調和を図る方向性が打ち出された。

このような背景のもと、本業務は環境の保全と再生可能エネルギーの導入推進の両立を図るため、再生可能エネルギーのゾーニングマップを作成することを目的とする。

- 4 対象とする再生可能エネルギー  
太陽光発電、バイオマス発電

- 5 業務の内容

- (1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集

釧路市のゾーニングに必要な自然的・社会的条件等の収集・整理を行う。資料

収集過程で本市のゾーニングで特に配慮すべき事項があれば、適宜追加していく。

(2) 追加的な環境調査等を実施する事業

上記(1)の情報収集の結果、追加的に環境調査等が必要なものについては、追加調査を実施する。

(3) 有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業

再生可能エネルギーの導入促進と環境保全の双方の視点を組み入れるため、上記(1)および(2)に係わる様々な立場の団体等や地域住民から意見聴取を行う。

(4) ゾーニングマップの作成

上記(1)から(3)の調査を踏まえ、ゾーニングマップを作成する。ゾーニングマップ作成にあたっては、環境省等の示すマニュアル等に準じた手法により保全エリア・調整エリア・促進エリア等の設定を行う。

(5) 会議の運営支援等

本市の関係課で構成する釧路市再生可能エネルギー推進プロジェクトチーム会議や、有識者や関係団体で構成する(仮称)釧路市再生可能エネルギー推進協議会の会議を開催する際に、開催準備支援、本業務の進捗状況報告等を実施すること。

## 6 成果品

(1) 上記5(1)～(4)で実施した調査等について、調査結果報告書を作成し納品すること。

(2) データや図表、イラスト、写真を盛り込み、市民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(3) 成果品の仕様については下記のとおりとする。

ア 調査結果報告書：A4 版 (ゾーニングマップは A3 で作成する)

イ 調査結果報告書概要版：A4 4 ページ程度 (A3 のゾーニングマップを含む)

ウ その他データ：調査結果及び活用したデータ等一式 ※GIS データを含む

エ 納品形式：電子データ (上記を記録した CD-R 等の電子記憶媒体)

## 7 契約上限額

29,997,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 8 実施上の注意事項

(1) 事業の実施に当たっては、釧路市と十分に打合せを行い、市の承認の上行う

こと。

- (2) 業務内容については、本仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、市から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 各種調査検討に当たっては、国及び北海道における 2050 年カーボンニュートラルや再生可能エネルギーに関連する政策や方針と整合を図ること。
- (4) 本業務は、環境省「令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、当該補助金の交付規程等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。
- (5) 必要に応じて、市等が主催する脱炭素に関連する会議体等に出席し、業務内容に関する説明及び報告を行い、合意形成を図ること。

## 9 その他特記事項

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、企画提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、釧路市の承諾を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の 50% を超えるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

### (2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を釧路市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

### (3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年釧路市条例第 2 号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守

しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法及び最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報については、本市に帰属するものとする。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと本市が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。